

保育の必要性について

預かり保育等を利用する場合の無償化の対象となるためには、認可保育所の入所要件同等の保育の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の要件は以下のとおりです。

保護者等の状況(保育の必要性の事由)	利用できる期間
保護者が家庭外・家庭内を問わず月64時間以上就労しているとき(1日4時間以上で月16日程度)	最長で就学前まで
母親の出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前2ヶ月の月初めから産後翌々月末まで (多胎児の場合産前4ヶ月の月初めから利用可)
保護者の疾病・負傷・障がいのために保育が困難なとき	療養を必要としなくなるまで
同居の親族が長期にわたり疾病・負傷・障がいの状態にあるため常時介護・看護しているとき	最長で就学前まで (同居の親族が介護・看護を必要としなくなるまで)
大学や職業訓練校、専門学校等に通っているとき(通信教育等は含まない)	通学期間中
仕事を探している(求職中の)とき(※1)	利用希望日より当該年度末まで (利用開始後は2ヶ月以内に就業することが条件)
震災・風水害・火災等による災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	必要な期間